

「農業協同会社」の設立と

原料農産物地帯の形成

—宮城県大崎地方の場合—

大場 正 巳

(1) 一九六〇年を前後する時期に、農水産関係ジャーナリズムにもてはやされた一つの話題は、「水産会社の上陸作戦」に標榜される農産物加工資本の農村進出であった。

その当時の実態なり関係機関、農民の動向については、例えば『農林統計調査』（一九六一・三、農林統計協会編）、農林経済局農業協同組合部『農村工業関係資料』（三五・一二）などに詳しい。

ところでその後、現在までこれら農村に進出した加工資本、またその下で原料生産を進めている農民はどのような推移を示したであろうか。この間に農業をめぐる諸条件にも幾つかの变化があった。昭和三十六年六月の農業基本法の施行——もちろん

これはすでに折り込みずみのものもあったらうが——、さらにこのところ急速進められている農産物の貿易自由化、そしてこのもとで動揺しつつある農業生産の弾力的拡大など。

以下は、先の『農林統計調査』によってその存在を知り、その後の推移をみきわめたいと訪れた、宮城県北西部、栗駒・薬来山麓と大崎耕土の接する加美郡中新田町を中心に、一市八カ町村を対象として、設立されつつある農産物加工工場（缶詰中心）とその原料生産のための農村の、一九六三年九月上旬の調査記録である。

(2) ここであらかじめ、いわゆる加工資本の農村進出といわれるものと、この地に設立されつつある農産加工工場（会社）、原料供給農民等との相違点について述べておけば次のようである。

それは先の農業基本法の施行と密接な関係をもち、また原料農産物の確保について一つの新しい形を打ち出しているのではないかと思われる点にある。

その第一点は宮城農産工業株式会社の創立であり、この会社の設立の根拠法が農業基本法に依拠する点にある。同法第三章農産物等の価格及び流通、第二二条の「国は、需要の高度化及び農業経営の近代化を考慮して農産物の流通の合理化及び加工の増進並びに農業資材の生産及び流通の合理化を図るため、農

業協同組合又は農業協同組合連合会が行なう販売、購買等の事業の発達改善、農産物取引の近代化、農業関連事業の振興、農業協同組合が出資者等となっている農産物の加工又は農業資材の生産の事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。」によっていることである。

この第二條、特に後半部分について、その原案段階（三五・一〇・一五、農林省農業基本法起草委員会案）ではより具体的であった。やや長くなるがこの会社のもつ性格を示すために以下に引用しよう。

（農業協同会社）

第十條 農産物の加工又は農業資材の生産の発達を図り、あわせてこれに農業者が参加することを促進するため、農産物の加工又は農業資材の生産に関する業務を営むことを目的とする株式会社で次の要件を備えるもの（以下「農業協同会社」という。）について、資金の融通等に関して必要な法律を定めるものとする。

一株主のうち七割以上が農業協同組合若しくは農業協同組合連合会であり、かつ、取締役の三分の一以上が農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の代表者であるか、又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が発行済株式の総数の四割以上に当る株式を有していること。

二 行政庁の定める模範契約例に準拠して農業協同組合又は農業協同組合連合会と長期にわたる原料の購入契約又は資材の販売契約を締結していること。

以上にみられるように、「起草委員会案」↓「農業基本法」の間で幾つかの点について抽象化され、その規定は弱められるか、あるいは基本法から削除されて関連法律に移されている。

「農業協同会社」の字句は基本法ではみることができないし役員構成、株式所有についても同様であり、この後の点について「農業近代化資金助成法」でわずかに「農業者等」（農業を営む者、農業協同組合、農業協同組合連合会）「が主たる構成員又は出資者となっている法人で政令で定めるもの」と規定されるに止まった。また原料、資材の購販についても行政庁の直接的指導についての第二項は削除された。

こうして後に宮城農産工業株式会社（以下宮城農産と略称）にみるように、その出資比率は農業者等が五一％と先の規定をみたし、役員構成は代表取締役社長は帝北食糧KK、専務取締役は三井物産の社員であり、取締役六名中三名が農協代表、他の三名は三井物産二名、帝北食糧一名、監査役も三井物産、農協代表それぞれ一名と、農民代表四名、業者六名となり、その主要ポストは帝北食糧、三井物産の占めるところとなった。

上のように宮城農産は農業基本法に依拠し、関連法にしたが

うところから農業近代化資金助成法による融資対象となり、その資金の大部分はこれに負うところとなっている。

その第二点は、原料農産物の確保、供給の機構についてである。前掲『農林統計調査』によれば、日本冷蔵白石工場の場合、高鮮度原料を確保するために集荷圏を定め、その集荷圏内の農家のうちから、この工場の一日の処理能力に応じた農産物を、毎日確実に、しかも、その品質、規格の一定した農産物を生産し供給できるような、そうした農家を選定し、これと契約を結ぶという方法をとっている。これは多かれ少なかれ他の会社、工場でもとっている原料確保の方式であり、畜産等についても同様である。

ところで宮城農産の場合は、次に第三の特徴点として述べるように「大崎地方農業研究協議会」がその推進者としての役割を果しつつ、各町村、直接には部落、あるいは部落農家有志が部落有地または個人有地を交換分合して団地化し、上の「協議会」の指導方針のもとに一定の作物を、協業共同経営的に栽培し、これを宮城農産に供給するという体制をとりつつある、ということである。ここで「とりつつある」というのは、果樹等は未成木であるかあるいはアスパラガスは未だ本格的な収穫年令に達していないという事情にあり、また売買契約も確定してないからである——但し調査時点である。

しかもこれら栽培団地創設——計画によれば一市八カ町村に一八団地を設定し、その経営主体は多くの場合組合法人とする——の資金は、殆んど全くが農業近代化資金によるか多くは無償の労力奉仕によっている。

こうして農産物加工の年間フル操業に見合う原料農畜産物の作付、飼育と、他方先の日冷白石工場の農家抽出方式による品質・規格等の確定を、ここでは一定地域内の村落農家の団地共同経営、協業経営によって果たそうとしている。

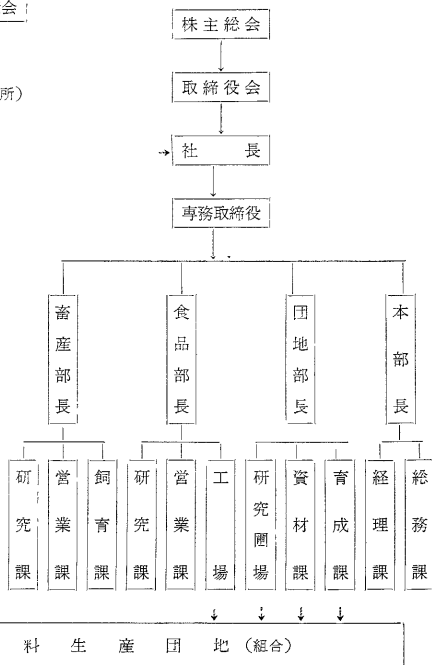
第三の相違点は、先のように「大崎地方農業研究協議会」の設置である。

宮城農産は、経営組織および命令系統を次のようにもつわけであるが、それは「協議会」と結びついて、上の原料農産物生産団地（組合）に連なる。

宮城農産の経営は、当然のことながら実線で示される組織によるわけであるが、原料生産団地（組合）の育成指導については「協議会」が社長に指示を与え、その指示が会社経営上「重要な関連がある」と判断したときは社長（専務取締役）は取締役会の決議を経た上で実施しなければならない」として点線で示した組織・命令系統によって実行される。他方当然のことであるが県↓古川農村事務所↓農業改良普及所、また市町村、農協等もそれぞれの組織に従って、団地の育成指導を計ることにな

大崎地方農業研究協議会

構成メンバー
 宮城県
 (農村事務所)
 (農業改良普及所)
 関係市町村
 関係農協
 宮城農産
 三井物産



▲ノード▼ 「農業協同会社」の設立と原料農産物地帯の形成

二二四

つまり、この地への加工資本の進出は、既存会社の進出ということではなく、日本有数の農産物等の加工会社(帝北食糧)、商事会社(三井物産)、そして農協の三者が共同出資して会社を新設し、経営に当るという方法によって「農業協同会社」方式をとることによって、会社設立資金等についてはその多くを制度融資(農業近代化資金)に依存したということである。また原料農産物確保についても、この工場の年間フル操業を可能ならしめ、品質、規格等を一

定できるような、そうした条件を充たすための諸措置、ほほ一〇町歩（計画目標）を単位とする原料生産団地設定、品種統一など、新しい原料農産物地帯の新設。そしてこの農産物作付等の資金もまた農業近代化資金に依存することはもちろん、これから計画の策定技術指導等一切を、行政自治機関に負うている、ということである。

他方会社、工場運営のいわゆるトップマネージは帝北食糧、三井物産派遣の職員に負い、この工場で生産される食品は帝北食糧のブランド（こけし印）を付し、その販路、流通は三井物産のルートによる。——なお将来の計画に属することであるが、三井物産と一定の資本関係をもつアメリカのカルパノクが海外販売についてこの社と契約を結ぶことになろう、と当事者は語っていた。

以上が従来までの加工資本の農村進出と異なるところであるがしかし、こうしたもとで農民は。かつての特約組合下における農民は、個別資本がその対極にあった。しかしここでは県、自治体等国家機関がその間に混入している。

以上が、従来までのいわゆる加工資本の農村進出といわれるものと異なるところであるが、それにはそれなりのこの地方農業の、また関係機関の一定の要請がなければならぬ。

この地域農業のもつ問題点については後に述べるが、昭和三

六年二月に、宮城県農政の一環として「大崎地区農産加工振興計画」が発表され、これが宮城農産設立の直接の契機となっている。したがってこの会社の設立、工場操業、原料農産物生産についてもまだ日が浅く、その成否を問うことはできない。その意味で調査目的には反したが、以下は先のような性格の食品工場を中心とする原料農産物地帯の形成、団地創設過程の問題点等について検討する。

(3) 大崎地方農業研究協議会の、したがって宮城農産への、原料農産物供給契約団地（この契約は先のように会社の運営方針計画段階で、団地あるいは農民との間にはまだ具体化されていない。以下同じ）の分布、および主要契約作物の作付、作付計画は第一表の如くである。

大崎地方八カ町村にまたがる一八団地は、先に述べたように大崎耕土の水稲単作地帯と栗駒・薬来山麓との接する地に位置するだけに農家の経営条件も一様ではない。町村を単位に耕地率をみると鳴子町の三・三％を最低に、小野田、宮崎町の七・九％があり、他方三本木、中新田町のように三〇％をこえる町村もある。しかし他方水田率についてみると鳴子町の四五％を最低に三本木町の八九％と接近してくる。詳しくは述べないが水田＝稲作への、この地方農業生産の傾斜は否定しえないものであることを示している（なおこの点については『宮城県にお

地 の 実 勢

(単位 ha)

主 要 契 約 作 物								備 考
黄 桃		洋 梨		アスパラガス		ナメコ		
既 植	計 画	既 植	計 画	既 植	計 画	既 植	計 画	
0.85	1.00	-	-	0.15	2.00	-	-	開 拓 地
0.26	7.00	-	-	1.00	2.00	-	-	開 拓 地
2.20	7.00	-	-	0.20	1.00	-	-	
0.65	10.00	-	-	0.50	-	-	-	開 拓 地
0.85	10.00	-	-	-	5.00	-	-	開 拓 地
-	-	-	-	0.35	5.00	-	-	
-	-	1.95	-	-	-	-	-	
(養	鶏	50,000	羽)	-	-	-	-	開 拓 地
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	10.00	10.00	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	5.50	10.00	-	-	
0.94	-	-	-	0.35	5.00	-	-	開 拓 地
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	10.00	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	3.50	10.00	10.57m³	-	開 拓 地
-	-	-	-	-	-	530m³	-	開 拓 地
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	開 拓 地
-	-	-	-	-	-	-	-	
5.70	44.00	11.95	10.00	21.55	40.00	15.87m³ (937石)	-	
-	-	-	-	2.15	-	-	-	

△ノット▽

「農業協同会社」の設立と原料農産物地帯の形成

第1表 契 約 団

		農家戸数	経 営 面 積		白 桃	
			総 計	内 畑	既 植	計 画
中新田町	中 野	8	14 20	12 70	7 25	2 00
	新 田	13	11.33	8 83	1 54	2 00
	菜 切 谷	63	92 44	21.31	3 10	-
	滝 の 沢	11	18 90	18 50	1 93	2 00
	青 木 原	26	59 35	58 85	2 73	2 00
	上 多 田 川	9	33 57	22 07	1 60	10 00
	下 新 田	21	43 04	3 64	-	-
	原	12	14 50	9 50	-	-
	町 合 計	1,405	1,797 00	441 00	-	-
色 麻 村	黒 沢	134	190.27	45 00	12.00	20 00
	村 合 計	1,293	2,304 80	890 80	-	-
小野田町	月 崎	43	79 64	19 32	5 00	5 00
	町 合 計	1,273	1,710 70	274 40	-	-
宮 崎 町	米 泉	24	82 80	16 40	-	-
	加 美 開 拓	20	50 00	47.35	3.51	7 00
	町 合 計	1,160	1,574 00	291 60	-	-
岩出山町	天 王 寺	37	36 89	11 34	3.20	-
	西 大 崎	39	55.05	25 04	-	-
	町 合 計	2,133	2,361 70	659 90	-	-
鳴 子 町	向 山	33	13 30	12 10	-	-
	中 山 平	21	5 64	1.64	-	-
	町 合 計	1,113	1,262 60	828 80	-	-
三本木町	三 本 木	29	43 12	30 00	11 81	-
	町 合 計	953	1,355.60	154.90	-	-
大 衡 村	中 山	9	15 71	14 80	5 45	-
	村 合 計	705	705	919.58	320 85	-
合 計		568	859 75	378 39	59 12	50 00
団地以外の地区		-	-	-	-	-

注 宮城県農業改良課調べ

第2表 開拓地営農実績調査（昭和37.2）

		青木原	滝の沢	加美	中野	
戸	数（戸）	26	11	20	8	
農用地	耕地	田（反）	5 0	4 0	26 5	15 0
		畑（ μ ）	588.5	185 0	473 5	127 0
		計（ μ ）	593.5	189 0	500 0	142 0
	1戸当り耕地（ μ ）	22.8	17.2	25 0	17.8	
	附帯地（ μ ）	405.0	219 0	160 5	22 3	
乳牛	成（頭）	27	14	49	4	
	仔（ μ ）	10	4	12	2	
和牛	牛（ μ ）	1	-	1	1	
中家畜	畜（ μ ）	4	1	8	5	
	鶏（羽）	545	65	360	91	
作物作付内訳	水稲	稲（反）	5 0	4 0	26 5	15 0
		陸稲（ μ ）	59 0	27 0	48 9	27 0
		麦類（ μ ）	23 5	10 5	11 8	1.6
		雑穀（ μ ）	44 0	5 3	34 2	7 0
		豆類（ μ ）	50 8	25 1	30 1	34.5
		いも類（ μ ）	22 8	16.5	20 9	8.9
		そさい類（ μ ）	51.9	17.6	16 3	13 8
		果樹（ μ ）	48 0	31 0	37 5	55 0
		工芸作物（ μ ）	66 5	34 9	55 5	22 5
		飼料作物（ μ ）	206 5	63 6	288 4	28 0
果樹栽植戸数（戸）	24	10	10	5		
1戸当り農業粗収入(千円)		162.4	186.4	273 5	149 2	
1戸当り借入金残高(千円)		404.8	402.5	321.4	265 6	

注 第1表に同じ。

▲ノート▼

「農業協同会社」の設立と原料農産物地帯の形成

二二八

ける農地移動の分析」三三年八月参照。

しかし、にもかかわらず上表の一八団地の所在する集落の経営条件は、町村段階の平均値では計りえないことを示している。

それは表備考のように一八団地のうち半ばが開拓地であり、そこでは畑地率が八〇%を示していることがその第一の理由であり、また既存の集落にしても山村の性格の濃い、開拓地のそれに等しい畑地率をもつ集落があり、他方畑地率二〇%と専ら米作に依存する集落をみる事ができるからである。

そこで、昭和三十七年二月「開拓地営農実績調査」（第二表）および中新田町二集落の果樹生産組合の「果樹生産計画書」（第三表）によってこの地域の

農業生産、経営事情を探ってみよう。

開拓地の場合。その経営条件はほぼ似たものであるが、入植年次の差（中野開拓は二三年玉造郡鬼首に一時入植して二五年に当地へ再入植した。他はほぼ二二〜二三年入植）、また土地条件、例えば最も高い粗収益をあげている加美開拓の場合二六・五反の開田を可能とされたこと、さらに経営組織の選択事情等によってかなりの差異が生れつつあることを示している。以上を作物作付なり、家畜導入状態についてみると、麦、雑穀、まめ、いも等自給的性格の作物が圧倒的面積を示していること、また商品作物にしても煙草等の貧農的性格のものであり、果樹も未だその多くが未成木（中野の場合三二年に各戸二〇〜四〇本植付、三五、六年各戸はほぼ一町歩余へ拡張）であった。また乳牛も加美開拓の一戸当り成牛二頭余が最も多く、中野の場合八戸に四頭でしかなかった。

中野開拓での聴取りによると、昭和三〇年頃を契機に本格的な富農段階に入り、従来までの麦類を中心とした作付体系から商品作物としての陸稲へ、他方大豆栽培の拡張によって一応の安定をえたが、しかしそれは開拓資金の借入れ返済にはほど遠いものでしかなかった。それは中野開拓の一戸当り現金粗収入一五万円がそれを示しているし、また二七万円の借入金残高がものごとたるところであろう。こうしてこの地方の開拓地全体を

通じて、何らかのより生産力の高い、商品作物の導入が切望されていた。もちろん既存の経営組織のもとで、特に乳牛の合理的飼育によって高い収益をあげている農家がなかった訳ではない。加美開拓の一農家は牧草畑から反当粗収益二万円、一・五町に作付して三〇万円をえ、その他農産物販売額との合計では六〇〜七〇万円と、既存のトノブ級の農家に匹敵する収益をえて経営規模拡大への意欲をもやしていた。またこの農家では後にみる米泉集落の農家よりも早期にアスパラガスの導入に成功し、原料農産物生産の先駆者的役割をも果している。

次に既存集落、中新田町上多田川下区二六戸の経営事情をみてみよう。上表のように田二四・四反、畑、果樹園一五・一七反と水田率六一％であり、これ以外に三三・九反の採草地と、一、一四四・五反の山林をもっている。その一戸当り経営規模は田畑で一五・一反、採草地を含めると一六・四反とこの地方の平均的経営面積を抜くものであり、一戸当り四四反の山林も経営にプラスするものであろう。

また稲作については生産性は決して低いものではなく三・二石の中新田町の水稲反収にほぼ等しい。その商品化率七六％、五九〇万円がこれら農家の米作からうる粗収益であり、一戸平均二二・七万円である。しかし他方その経営面積の四〇％を占める畑では、麦、陸稲、その他雑穀が生産されるが、その販売

第3表 中新田町上多田川下区果樹生産組合の概要

農家・土地		農業生産		
農 家 戸 数	26戸		作付面積	収 量
農 業 従 事 者	68人	稻	241 4反	116 0トソ
世 帯 員 数	161人	麦	70 0	35 0
雇 常 雇 数	3人	陸 稻	25 0	7 5
雇 臨 時 雇 数	150人	そ さ い	26 0	-
耕 地 { 田	241.4反	そ の 他	24 7	-
畑	145.7	乳 牛	6 0	未成國
園 果 樹	6 0	鶏	8頭	-
採 草 地	33 9		500羽	-
山 林 そ の 他	1,144 5			
農業収入他		経営面積規模別農家		
農 業 粗 収 入	911万円	5 反 未 満		2
そ の 他 収 入	16	5 反 ~ 1 町		6
農 業 経 営 支 出	806	1 ~ 2 町		13
公 庫 借 入 金	84	2 ~ 3 町		3
そ の 他 長 期 借 入	441	3 町 ~		2

注 第1表に同じ。

△ノット▽ 「農業協同会社」の設立と原料農産物地帯の形成

二二〇

額は麦三四万円、陸稲五〇万円が主たるもので、一戸当りでは三・二万円、合計六七四万円が作物収入であり、ほかに乳牛八頭の牛乳代四八万円、養鶏五〇〇羽からの収入が六万円、以上総計七二八万円。これ以外に農林業雑収入が一八三万円、兼業収入一六万円があり、九二七万円がこの部落の粗現金収入で、一戸当りでは三五・七万円となる。先の開拓地農家に比較すればかなり高い所得をあげているとみることができる。

しかし反面、同調査書によれば、農協からの長期借入金部落全体で四四一万円、農地造成のための制度資金借入れが八四万円と合計五二五万円、同じく一戸当りにすれば約二〇万円と、先の年間粗現金収入の半ば以上の借入金をもっている。

もちろん以上は部落の平均的様相であって、いま耕地面積規模によって二六農家の分布をみれば、五反未満二戸、五反一町六戸、一町一三戸、二町一三町三戸、三町以上二戸であり、一町未満農家の粗現金収入は兼業収入をも含めて一戸当り一六万円弱でしかない。また一・二町農家も乳牛等の積極的導入（この部落の乳牛八頭全部がこの層五戸に入っている）で三二万円をえているが、乳牛等の導入資金であらう借入金もまた多い。他方二町耕作以上

の農家、とくに水田面積の大きい農家では七〇〜九〇万の収入をえている。

先に述べたように稲作への生産の傾斜、他方畑作、牧草地をも含めてこの地方の生産性の低さが、経営耕作面積では水準を抜くにもかかわらず収入を低位においている、とみることができようである。

「宮城でも大崎地方というのは奥羽山脈麓一帯の畑地、低位生産力地帯である。反当所得が二万円、純所得が一万円だったというから、まことにミゼラブルな話。これを何とか改善しようということで中新田町では二六年にナメコの栽培を始め、二九年からアスパラガス、三一年から桃というように役場と農協の指導で栽培し、生産物の缶詰加工を農協の工場で行なっている」というのが、先の『農林統計調査』に記された同町産業課長千葉氏の認識であり、宮城農産創立への布石であった。また「この三品目では五〜一〇月間しか採集できないので、スイートコン、枝まめ、グリーンピース、いちじく、トマトなどを増植するとともに、宮崎、小野田、色麻、岩出山、鳴子、三本木、大衡の各町村と共同して、これら原料農産物の増産をはかり、中新田町の工場を逐次拡張して加工農業の集団地帯を作ろう」という構想のもとに「大崎地方加工農業振興協議会」が計画されこれが後の「大崎地方農業研究協議会」の前身でもある。

▲ノット▼ 「農業協同会社」の設立と原料農産物地帯の形成

(4) 以上を宮城県が定式化したものが「大崎地区農畜産加工振興計画」（昭和三六・二）であり、それは大部分「宮城農産工業株式会社事業計画書」（昭和三八・三）に生かされている。なおこの事業計画書は多分に創業計画書の色彩をもっており、これによって会社運営の方向なり、今後の工場設立計画等をもしることができよう。

会社の設立目的なり運営方針なりの特徴点を摘記すれば、上に述べてきたように「農産物生産者と卑が選定した食品加工業者並びに有力な商社を合体させて生産、加工、流通の機能を具備した機構を作り、大崎地区営農の向上をはかろうとするものである」といい、「当社の企業活動によって、農畜産物の円滑なる再生産を期待しており、むしろ加工事業はその手段である」と考へるほうが自然であろう、というようにに会社経営は背景にしりぞき、県農政が浮かびあがってくる。

しかし運営方針なり、経営の進め方と事業計画が具体化されるなかで会社運営の方向がよりはっきりさせられる。農畜産加工原料は先のように団地との供給契約によるわけであるが、その「製品は三井物産株式会社に一手納入する」ものであり、「加工技術についてはすべて帝北食糧株式会社の指示をうける」……。

さらに経営の進め方にみる団地育成事業は、作物栽培指導等

第5表 食品工場・畜産場建設施設

	第1次 食品工 場建設 施設	第2次 食品工 場建設 施設 (計画)	畜産場 第1次 建設施設
	千円	千円	千円
敷地	2,907	-	4,097
構築物	1,651	3,490	3,458
建築物	12,544	19,823	11,190
機械及び設備	6,669	11,000	2,880
輸送機具	1,650	800	-
計	25,421	35,113	21,625

なお第1次施設に加算される費用として建設工事仮勘定企画費等 171万円
 計 83,859千円

注 第4表に同じ

第4表 宮城農産工業株式会社株主名簿

	株数	金額 (千円)
中新田町 鳴瀬農協	200	1,000
〃 中新町農協	20	100
〃 広原農協	340	1,700
〃 加美石農協	100	500
色麻村 色麻農協	180	900
小野田町 小野田農協	40	200
三本木町 三本木町農協	40	200
大衡村 大衡農協	40	200
鳴子町 向山開拓農協	40	200
中新田町 農産加工農協	20	100
小泉 武雄	200	1,000
岸 輝一	200	1,000
水 上 達三	580	2,900

注 宮城農産工業株式会社『事業計画書』昭和38年3月による

△ノート▽ 「農業協同会社」の設立と原料農産物地帯の形成

二二二

とともに生産資材購入斡旋援助を規定している。三井物産による当該団地、団地関係農家への資材供給ということになるであろう。また食品加工工業では「団地の生産した農産物で加工原料に引当てて余裕が生じた分は青果市場に販売する」とも記されている。

帝北食糧が宮城農産に技術を提供した理由については明らかでないが、三井物産のそれについては、その系列下にある他の農産加工会社と任わされる任務は本質的に同じであり、それが団地経営ということで農家にまで直接に及んでいる点で他を抜くものであろう。

ところで宮城農産はさきのように「農業協同会社」として発足したのであるが、その株の所有状況は第四表のように一〇の農協と三人の個人からなっている。先の帝北食糧、三井物産というのは宮城農産の役職名欄の備考に記されたもので、株主名簿には個人名のみが記されている、ということも付記しておく。また農協出資についても、実質的には各農協傘下の団地関係農家の資金からなるものであり、名義上のそれとは異なる。

危険負担ないしは収益配分上、これらがいかなる関係に立つたか、これらの点については明らかにすることができなかった。

さて以上の目的、運営方針のもとに宮城農産が設立されたわけであるが、会社、工場規模は職員一六名、工員五〇名で、食

第6表 年間工場操業計画（農産物のみ）

		上旬			中旬			下旬		
1	月	り	ん	ご	り	ん	ご	り	ん	ご
2	月	み	つ	豆	み	つ	豆	み	つ	豆
3	月	み	つ	豆	み	つ	豆	み	つ	豆
4	月	み	つ	豆	み	つ	豆	み	つ	豆
5	月		休		アス	バラ	ガス	アス	バラ	ガス
6	月	アス	バラ	ガス	アス	バラ	ガス	アス	バラ	ガス
7	月	桜		桃	早	生	桃	桜	休	
8	月	大	久	保	大	久	保	黄		桃
9	月	黄		桃	黄	桃	洋		休	桃
10	月		休		り	ん	ご	り	ん	ご
11	月	り	ん	ご	り	ん	ご	り	ん	ご
12	月	り	ん	ご	り	ん	ご	り	ん	ご

注 『事業計画書』より作成

品工場としては中規模経営といってもよいであろう。しかし現状は工員の大部分が臨時工であり、その賃銀も日額二六〇円（女）と極めて低い。

食品工場の建設および施設は第五表のように第一次、第二次に分かれ、第一次は三八年初めに着工してすでに八月には桃缶加工を開始しており、年間加工能力缶詰換算三〇万函をもつ。

第二次建設計画は、団地による原料自給が可能とされる四年を目標に同じく換算五〇万函能力が予定されている。しかし農産物原料のみによつては上表のように工場のフル操業が困難なので、その調整の役割をもつて畜肉加工が計画されている。第五表の畜産場施設（養鶏・豚）はそのセンター施設であつて、その飼育、採卵は農家に委託され、廃鶏を会社が購入、加工する計画であるがまだ具体化していない。

次に以上の食品ならびに畜産センターの収支計画は第七表のごとくである。その詳細の検討はここでの目的ではないが、同表によれば三九年度よりその収益が見込まれている。しかし建設資金等の計画では事業量の八〇％は農業近代化資金借入れによつてまかなわれるが、その残二〇％は別途借入れとし、この資金の償還方法は近代化資金と同様三年据置、一二年償還として計算されたものであり、また食品製造についても地元原料供給の立おくれから福島、山形等からの移入にまわっており、収支計画に若干のくろいが生じてくるのではないかと思われる。もちろんこれ以外に先にあげた農畜産物（加工品を含む）自由化の急速な進展の問題も考慮されなければならないことはいふまでもない。

最後に、先に他の農産物加工会社と異なる点の第一としてあげた農業基本法に依拠するという点の具体的ならわれとして

第7表 収 支 計 画 書

(単位 千円)

	38年度	39	40	41	42
食品製造部収支計画					
販 売 額	132,232	205,848	247,015	303,132	333,445
雑 収 入	500	700	800	800	800
畜 産 部 収 入	100	200	350	450	550
小 計	132,832	206,748	248,165	304,382	334,795
管 理 費 小 計	2,844	3,788	4,403	4,821	5,274
食品部償還金・利息	626	1,305	1,305	3,005	2,864
製 造 諸 経 費	126,313	194,750	230,778	287,806	315,627
販 売 費	1,200	1,800	2,000	2,300	2,500
営 業 外 費	1,500	2,000	2,300	2,500	2,500
団 地 育 成 費	200	400	400	400	400
小 計	132,683	204,043	241,186	300,832	329,165
収 支	149	2,705	6,979	3,550	5,630
畜産センター収支計画					
鶏 売 上 高	1,082	10,126	15,792	15,800	16,000
枝 肉 売 上 高	2,465	4,360	4,560	6,500	6,500
鹿 鶏 売 上 高	-	320	640	750	800
鶏 糞 売 上 高	23	239	422	430	450
飼 料 販 売 益	360	540	570	600	800
小 計	3,930	15,585	21,983	24,080	24,550
経 費 小 計	8,434	14,838	19,979	21,791	21,972
収 支	(一)4,504	747	2,004	2,289	2,578

注 第4表に同じ

△ノット▽

「農業協同会社」の設立と原料農産物地帯の形成

二三四

資金関係について、上にも述べたところであるが、ここでは若干の数字をあげて説明しておこう。

宮城農産の第一次建設計画施設引当調達金は先のように食品工場と畜産場建設資金とからなるわけであるが、その総額は四八、七五六千円——これは先の第五表の建設設備費に見合うものである——、うち農業近代化資金によるもの三七、三五〇千円、総額の約七七％である。その償還方法は三年据置一二年償還であり利息は年六分五厘である。その不足分は当然これ以外の金融に依存するが、計画によれば償還方法は近代化資金と同じとし、利息のみ日歩二・四銭、年利八分七厘六毛とされている。

いまかりにその建設資金の総額をこの条件によって借入れるとすれば利息のみにについても当初年一〇〇万

円弱をプラスされた支払いを要求されるであろう。それは先の収支計画の一年繰下げを必然化する。宮城農産はこの面からみても有利な出発点をもつ、ということができよう。

(5) 以上が宮城農産の概要であるが、次にこの会社経営のもっとも特徴的なと考えられる加工原料確保計画について考察しよう。

先の経営方針によれば「農産加工原料は団地に委託生産せしめる」といい、その原料計画では「農産加工原料は原則として当社の使用する全量を株主団地に契約により委託栽培せしめる」として団地別の作付計画、収穫予想を立案している(第八表)。その作物は同表に示した果樹、永年生作物以外に一年生のグリーンピース、スイートコン、トマト、いちご、ピーマン、小豆等も加工計画ができしだい委託栽培せしめるとし、加工計画に応じた形で原料配置をおいている。

この契約団地は契約条件に応じて経営されるわけであるが、しかしその経営活動は、先の大崎地方農業研究協議会の事実上の事務機関である会社の団地部の指導のもとにおかれることになる。もちろん先のように行政指導機関の側面的援助はいうまでもない。ところで団地部の事業は、団地を近代化し合理的営農に適した構造に改善することを骨子として、農業機械化の促進、共同耕作、共同防除への協力、サービス。全団地の生産と

第8表 原料農産物生産計画

		38年	39	40	41	42	昭和39年 度までの 作付面積 町
白 桃	収 穫 予 想 (kg)	48,840	264,160	564,815	1,007,050	1,596,140	109.12
	缶詰 $\frac{1}{2}$ 製造可能数(函)	3,256	17,610	37,650	67,000	106,400	-
黄 桃	収 穫 予 想 (kg)	18,300	37,950	79,040	111,000	415,800	55.70
	缶詰 $\frac{1}{2}$ 製造可能数(函)	1,220	2,550	5,330	7,500	27,700	-
洋 梨	収 穫 予 想 (kg)	-	-	-	47,800	83,650	21.95
	缶詰 $\frac{1}{2}$ 製造可能数(函)	-	-	-	1,450	3,210	-
アスパ ラガス	収 穫 予 想 (kg)	5,671	13,815	34,597	44,819	166,136	64.02
	缶詰 $\frac{1}{2}$ 製造可能数(函)	300	700	1,800	2,300	8,000	-
なめこ	収 穫 予 想 (kg)	1,997	2,222	86,222	86,222	86,222	6,159m ³
	缶詰 $\frac{1}{2}$ 製造可能数(函)	290	305	11,600	11,600	11,600	-

注 第4表に同じ

会社の加工の調整を図るための適期収穫、規格の統一、集荷についての指導、苗、その他資材の斡旋援助等々であり、大型農業機械の会社購入とその貸与等が将来考えられることになる。後にもするように黒沢団地ではトラクター、S・Sなどの運転技術習得のための人員を講習に派遣するところまで具体化している。

以下、団地営農が活動を開始し、訪ねることができた三つの団地、中野、米泉、黒沢の営農概況、将来計画について述べてよう。

中野団地

上の三つの団地は、先の第一表に示したように経営条件、団地形成条件を異にすることによって、団地の経営タイプも異なる。中野団地は開拓地であり、開拓地そのもの、つまり農家九戸（先の第一表では八戸となっているが至近の農家一戸——これも開拓農家が参加）と、総耕地面積一四五・五反のうち一二反に桃を栽植する、ということによって一団地を形成する。したがって後の米泉、黒沢団地のように一團場一経営としての団地組合経営ではないが、普通一般にみられる開拓地の自然的、また営農、住居等々の条件、そのもとに桃が集中的に、主要な作物として栽植されることによって、たまたま団地が形成されたという形をとる。

このように桃が中野部落の主要作物として導入された事情については、先のこの地方農業構造において詳述した。簡単にそれを要約すれば、水稻単作地帯外縁の開田不可能の（水脈がない）開拓地として、入植以降自給的雑穀・苧菰、そして商品作物として低生産力の陸稲生産を経営の基調とし、わずかに乳牛の導入の萌芽をみるにすぎないという経営行詰りのおり、たまたま屋敷地周辺に植付けた桃が結実した。それが先の宮城農産——その前身である加美農協——に販路を見出した、ということがその導入拡大の端緒であり、昭和三五年以前の栽植面積は中野全体で一・六五町一戸当り二〇〇〜三〇〇本にすぎない。

先のように大崎地方は水稻単作地帯であり、米以外にこれといって商品作物の生産はなく、果樹栽培はほとんどみることができなかった。しかしわずかに同町菜切谷部落に昭和九年頃入植したM氏がりんご、ぶどう、桃などを中心に二町歩の果樹園を経営し成功をみていたことが、桃栽植に力あったといい、宮城農試等ではその成否について疑問視していたという。

以上のように一開拓地にたまたま桃が、主要作物として各戸に導入されたということから、それは形状的に団地を形成したのであって後にみる米泉、黒沢団地とは異なって共同経営として団地が経営されるわけではない。当面経営は個々であり、農作業の一部、病虫害防除、資材購入出荷作業について協業して

いるにすぎない。防除のための動噴一台（三HP）を共有しているが。しかし先のように営農条件を等しくし、品種が統一され労働力事情の相似たことからくる作業時期を同じにするなどから、それは後の二者がそうであるような一団地としての必要、ないし成立条件を充分にみたすものであると考えることができる。またそれらが現在ないし将来もつであらう経営費、収益等の配分にかかわる諸問題とは無縁であること、さらに僅少であるとはいえずで結果樹をもつことによる先駆者の利益を確保しうることによって、農家の顔には明るいものがあつた。この

開拓の一農家は昭和三二年頃榎付の桃が三六年に二万円の、三七年五万円、本年は一二・三万円の現金収入をもたらし、反当り五万円余の粗収入をみることができたといひ、四〇年には全樹に結果することから開拓資金の返済が可能となる、と将来を語っていた。また現在県によって計画中の葉来山麓開発開拓に際して、当該地がこの中野団地と地続きであることから経営規模の拡大も可能となるであろうし、果樹下作としての牧草栽培によって乳牛飼養も拡大する、と意欲的である。

ともあれ中野団地の桃生産の場合、宮城農産に一応安定した市場——詳細については明らかにしえなかつたが、また先のように入約書が取交わされていないが、当面宮城農産の原料農産物の買入価格は当該作物の市場価格を標準とし、本年について

いへは最低価格三七円を打出している。昨年支払い価格は四五円、本年もおよそこうした線が出るものと予想していた——を見出し、その限りで経営発展の芽をこれによってえたことになるであらう。

米泉アスバラカス栽培組合（以下米泉団地と略称） 米泉

団地は以下に述べる事情の下に成立し、昭和三六年四月五町七反の一圃場を一団地として経営活動に入り、本年春五町歩の作付を終えた——三六年四月五町歩分の播種、育苗を五反歩に行なつたが、紫紋羽病発生のため、購入苗に切りかえた。

米泉部落は戸數二四戸、先の第一表のように、水田率八四％（これは以下の地元増反による畑を含む、したがってそれ以前のの水田率はより高い）の米作に依存する既存の集落で、野菜の自給にもことかくという事情にあつた。

ところで昭和二九年農村振興計画のもとで、部落背後地の小丘陵にある原野（国有地）の開放をうけ、機械開墾による地元増反を行なつた。ただしこの地元増反地は、部落の至近距離ではなく、この間に中新田町の山林地主による所有地約四〇町歩があり——これも一定の歴史的経済的事情のもとで地主の集積するところとなつたもの——、後にみるように酪農経営等の障害ともなつた。

第9表の(1) 米泉アスパラガス栽培組合予決算書

昭和36年度予算書

(単位・円)

収 入			
		金 額	備 考
組 合 費	組 合 費	54,255	反当 1,000円, 未収分 1,407円
借 入 金	加美石農協	500,000	{ 宮城農産出資充当金 300,000円 運営費 200,000円
	*加美石農協	380,000	農産物集荷所建設費
助 成 金	町 補 助	4,000	種子代補助
	*県 補 助	60,000	農産物集荷所建設費補助
	*町 補 助	100,000	同 上
計		1,098,255	
支 出			
		金 額	備 考
出 資 金	宮 城 農 産	300,000	
	加美石農協	1,000	1 口加入
事 業 費		171,320	
	肥 料 費	28,145	
	耕 耘 費	60,200	トラクター耕賃57,200円, 耕耘機 3,000円
	種 苗 代	3,175	アスパラガス種子
	労 賃	44,800	
	賃 料	35,000	苗圃小作料反 7,000円, 5 反歩分
運 営 費		53,205	
	事 務 費	4,700	帳簿, 印紙, 保証金
	食 糧 費	21,805	諸会合費
	渉 外 費	6,700	
	視 察 費	20,000	北海道視察
計		525,525	

△ノット▽

「農業協同会社」の設立と原料農産物地帯の形成

二三八

- 注 1. 米泉アスパラガス栽培組合資料による。予算書としたが、予決算の中間段階で作成されたもののようである。
2. *は収入予定、決算書では入金したものとみられ、残金は次年度へ繰越し支出されたと考えてよい。
3. なお組合資産を構成するものも、ここでは一応支出として取りあつかった。以下同じ。

この地元増反は、上のように水稲単作からくる経営の行詰りの反映であるが、それと同時に前述した加美開拓——この地元増反地のさらに奥地に位する——の農家が、酪農を中心に、米泉部落のトップクラスに匹敵する経営の発展を示し、小面積ではあるがアスパラガス等も先駆的に導入して経営面積拡大の意欲をもやしていることも大きな刺激となった。

こうして開墾当初には麦、豆、またそれ以降商品作物としてのなたね、大根、デントコーン栽培による乳牛飼育、養鶏、また陸稻など現金収入源をもとめて、農家によって異なるとはいえ経営努力が続けられた。しかし市場条件、自然、立地条件等もあっていずれも成功をみるに至らなかった。

こうしたおり、昭和三五年一〇月、宮城農産の原料配置計画にもとづいてアスパラガス栽培が要請された、というのが米泉団地成立の契機であった。

米泉アスパラガス団地は部落全戸、二四戸の加入で、最高六・七反、最小一反——そしてこの反別に応じた組合費反当一、〇〇〇円、義務人足年間一人（三九年以降二人）——の先の開墾畑を出資し、交換分合して一圃場団地にアスパラガスを栽培する、として発足した。

以下この組合の予決算書、事業計画書を中心にその運営状況をみてゆくが、しかし予決算書の整備が不十分で、その実体を

完全に把握することができない。この点は異沢団地についてもいうことができるので、今後の問題を残すことになる。

昭和三六年度予算書（決算書を見るべきでなかった）によると、支出は創業費ともいうべき出資金と組合運営費、事業費（直接生産費）とからなる。まず出資金は宮城農産への出資金三〇万円と加美農協への米泉組合の加入金一〇一、〇〇〇円である。ただし、この宮城農産への出資金については、先のように農協（この場合には加美石農協）が出資者、したがってその株主であり、米泉アスパラガス栽培組合が負担し出資すべきものではない、ということができる。

次に組合運営費は事務費、視察費、食糧費など五三、二〇五四円。事業費——これは直接生産費をなすものであるが、トラクターを導入して深耕をはかることによって、耕耘費に六万円余を支出し、また肥料費も酸度矯正のための炭カル的大量投与によって二・八万円を支出している。労賃は義務出役以外に支払われたもので、三七、八年度との労賃は増加し、三九年から義務出役を年間反当一人から二人に増加することになる。最後に賃料は備考に示したように、アスパラガス育苗のための苗圃に借上げた畑の地代で、反当七、〇〇〇円を支払っている。しかし先のように結局この育苗は失敗し、今後負担を残す結果となった。

▲ノート▼

「農業協同会社」の設立と原料農産物地帯の形成

第9表の(2) 昭和37年度決算書

(単位 円)

収			入	
		金額	備	考
組合費	組合費	27,178		
借入金		1,162,900		
	近代化資金	360,000		
	技術導入資金	640,900		{アスパラガス栽培 591,900円 トラクター耕 49,000円
	個人借入	162,000		運営資金
助成金		246,000		
	町補助金	165,000		特用農産物団地育成費、農産物
	県補助金	81,000		集荷所建設費補助、その他
事業収入	下作収入等	626,355		
計		2,062,433		
支			出	
		金額	備	考
出資金	宮城農産	200,000		
借入金返済利子支払		683,139		
	加美石農協	500,000		
	同上利子	51,690		
	個人借入	112,000		
	同上利子	3,360		
	技術導入資金	16,089		
事業費		902,752		
	肥料費	149,170		
	耕耘費	59,200		
	種苗費	42,060		
	農薬費	39,270		
	労賃	454,347		
	諸材料費	158,705		
運営費		67,548		
	事務費	35,723		
	社会費	4,570		
	食糧費	27,255		
施設費	集荷所建設費	415,000		15坪ブロック平屋
計		2,268,439		

△ノート▽

「農業協同会社」の設立と原料農産物地帯の形成

二四〇

注 1 資料は前表に同じ。

2. 収入には前年度繰越219,190円が、支出には38年度への繰越13,524円が記されているが、なお収支に若干の食い違いがある。

3. また収入欄の組合費の未収分については記されていない。

他方収入は、組合費五四、二五五円、これ以外に未収分一、四〇七円があり、計五・六万円、反当一、〇〇〇円、五・五町歩分がこれであり、町よりの種子代補助四、〇〇〇円との合計約六万円がいわゆる収入である。他は表注に示したように収入予定か、あるいは借入金によるもので、出資金は上に指摘した問題と同時に、それが借入金によってなされていることによって一層組台財政を困難にするのではないかと予想される。また運営、事業費の大部分も以上によって、農協借入れに依存し、日歩三銭の利子を負うことになった。

ところで第二年目、昭和三七年度決算書によると、上の農協からの借入金は近代化資金など低利資金によって借かえられ、各種助成金、また下作収入によって、三六年度よりも健全な基礎の上に立ったかにみえる。しかし前年度の借入金返済六一万円、その利子七万円、また再度の出資金二〇万円によって、先の借入金的大部分が支出され、事業運営費は下作収入——これは先に述べたように育苗が不成功に終わったため、アスパラガス植栽地に陸稲を栽培したもの——、助成金、個人借入などによって事実上まかなわれる結果になった。

しかし事業費についてみると、アスパラガス栽培に投ぜられたものよりもむしろ下作、陸稲栽培のためのものが主で、種苗費、土壌消毒のための農薬費が本来的支出に当るものではない

かとみられる。したがって、事業収入の六二万円との見合いでこれをみれば、この収入が組合運営にプラスとなったとみることはできないであろう。

また支出にみる農産物集荷所建設費——これはこの事業推進者によると、たんに生産物の集荷所、資材置場であるだけでなく、団地経営の精神的支え、そういう意味で集会所などとしても利用される性質のもの、と意義つけていたが、借入金によってまでこれを建設したことの意味についてなお今後の問題を残している、ということができよう。

ともあれ三六、三七年度はアスパラガス栽培そのものとしては、何らの進展もなかった。したがって、事業費、運営費、また借入金利子はこれ以降の経営の担負を増加させるとどまっていた。

したがって米泉アスパラガス栽培組合の、真の出発は昭和三八年度からということかできるだろう。何故なら、先のように組合によるアスパラガス種子の播種↓育苗が失敗することによって、結局は購入苗による栽植をやむなくされたからである。昭和三八年度予算書にみる種苗費二二万円がそれであり、肥料費、労賃も、その恒付過程に投ぜられた。

しかし他方、技術導入資金の返済、また借入金の利子など、この時点を出発点とすれば負うべきでない負担を背負う結果と

第9表の(3) 昭和38年度予算書

(単位千円)

収		入	
		金 額	備 考
組合費		56,000	
借入金		697,667	農協より借入
助成金	町 補 助	70,000	団地, クラブ育成費
	県 補 助	250,000	アスパラガス栽培試験委託料その他
繰越金		13,524	
計		1,087,191	
支		出	
		金 額	備 考
借入金返済・	技術導入資金	197,320	本年度返済分
利子支払	トラクター耕技	16,400	同 上
	術導入資金	25,200	368万円借入金利子
	近代化資金利子	66,357	
	加美石農協利子	176,964	
事業費	肥料代	220,500	
	種 苗 費	5,700	
	農 薬 費	289,350	
	労 賃	30,000	
運営費	諸 材 料 費	33,400	
	事 務 費	6,000	
	会 議 費	20,000	
	食 糧 費	1,087,191	
計			

「農業協同会社」の設立と原料農産物地帯の形成

注 資料は前表に同じ

二四二

なっている。

これらに対して、収入にみるように県あるいは町からの補助金が投入されているとはいっても、その大部分は、なお借入金に依存しており、借入金返済・利子支払を借入金によって行なう結果となっている。

もちろん、アスパラガスが本格的生産に入る昭和四〇年以降にその成否はかかっているわけであるが、こうした出発点に立つた以上、かなり長期にわたって組合経営の困難を予想しないわけにはゆかない。

以上、米泉アスパラガス組合の成立事情、その経営事情について、幾つかの問題点を指摘してきたが、先のように「大崎地方研究協議会」が、宮城農産と生産組合の間に介在するのであ

れば、単に技術指導的側面のみでなく、その生産の基礎をなす組合運営等に対しても積極的指導性をもってよいのではないだろうか。もちろん、この米果組合の場合には、直接には技術的失敗によって組合運営が困難にされたものではあるが、それにしても生産を急ぐのあまり、とさえいうことができるのではないだろうか。

ここには宮城農産、あるいは先の規模での工場建設とその原料需要、会社運営上の問題からみ合っていることとみることができよう。

黒沢果樹生産組合（以下黒沢団地と略称） 黒沢団地の特徴は、部落共有地による部落全戸（有持分者）の桃、洋梨栽培である。

黒沢団地の生成過程は、米果の場合と同様に宮城農産の原料配置計画に基づくもので、昭和三六年秋、一一町歩に約三、五〇〇本の桃苗を作付し、さらに他に一〇町歩が予定されている。また洋梨三、〇〇〇本も現在仮植中で、一〇町歩が植栽予定地として機械開墾されている。

ところで黒沢部落は水田率八二％の既存の水田単作村で、その一戸当り経営面積は一・八四町と大きい。いま黒沢部落が所在する色麻村全体について経営耕地規模別農家数割合をみると、

五反未満一三％、一町一七％、二町三一％、三町二二％、五町一七％と一町歩以上の農家が七〇％を占める。しかって専業率も高く五〇％がそれであり、第一種兼業三三％、第二種兼業一七％が六〇年センサスの結果である。

このように米作依存率の高いことは、過去において（昭和三一、二年頃）栗駒集約酪農地帯（先の中野、米泉部落ももちろん含まれている）としての指定のもとで、先の共有地の牧野改良を行ない、乳牛の導入を試みたが、村全体でわずかに二〇八頭（総農家戸数一、三三九）を飼育したにとどまる結果を示し、この度の果樹導入についても、大規模経営農家から労働力、特に農繁期雇傭労働力不足を理由に反対があったなどのことも、それが直接的な原因となっている。

他面、宮城農産の要請にともなう果樹団地形成促進に力のかしたのも富農層であった、という。そしてこの村ではこうした階層の力なくしては事が運ばない、という感じを受ける村でもある。

部落共有地は総面積八〇町歩、旧来からの部落在住の水田所有者一三四戸の共有である。先のように二〇町歩については昭和三一、二年頃牧野改良を行なったが、その他は雑木林、芝草地、植林地（未成木）で、丘陵平坦地であるが積極的利用は行なわれなかった。このたびの果樹導入についても先の改良牧野

第10表 黒沢果樹生産組合収支概況

(昭和36年末より37年)

(単位 円)

収		入	
借入金	220,000		
農業近代化資金	220,000		
助成金	492,700		
果樹栽植助成金	50,000		
視察費補助	45,700	村農協より	
(?)補助金	37,000	村より	
果樹センター建設費補助	360,000	県18万, 町18万円	
雑収入	50,260		
計	762,960		
支		出	
出資金	300,000		
宮城農産	300,000		
借入金・利子	155,527		
施設費	661,820		
果樹センター建築費	661,820		
事業費	1,206,465		
耕耘費	199,060	トラクター耕代	
肥料費	231,300		
農具費	5,250		
種苗費	527,750	果樹苗, 防風林苗	
労賃	199,005		
資材費	46,100		
運営費	364,000		
事務費	50,000		
会議費	205,920		
視察費	108,080		
計	2,687,812		

注 1 黒沢果樹生産組合資料により作成。

2 なお収入欄には、収出に見合う借入金があるとみられるが、その詳細については知ることかできなかった。

二〇町歩の用途変更であって、広大な畑可能地が、将来計画はともあれ残っている。

黒沢町地はこれら共有者一三四戸によって運営されるわけであるが、その運営資金は米泉団地の場合と同様に農業近代化資金、その他借入金、県、村補助等に依存し、労働力の多くに義務出役に依存している。

第一〇表は、組合成立以降三十七年度末までの収支の概要を少ししたものであるが、表注のように、収入について、特に借入金については詳細を知ることができなかった。また支出についても、黒沢部落を含む色麻村が構造改善事業の一般指定村(昭和三七年度)であり、これにともなう会合費、資料作成費等をも含んでいるので厳密な意味での組合運営費ではない。したがっ

て、組合運営の一応の方向を知るといふにとどまる。

支出の費目構成は米泉団地の場合とほぼ同様に、出資金、施設費、事業費、運営費と区分することができる。

出資金については米泉団地の場合と同様に宮城農産への三〇万円であり、また果樹センター建築費六六万円も、米泉団地の農産物集荷所に見あうものである。この両者ともに組合資産を構成するもので、支出とはいいたい、当面の組合運営にとっては冗費であり当面直接生産に反映したいという意味で一応支出に含めておく。とくに出資金について、黒沢団地、色麻農協、宮城農産の関係は、米泉団地の場合と同様にあいまいなものを残している。

また果樹センターについては、果樹園が部落所在地から約二杆の遠隔地にあることから、農具舎、管理室などとして一定の役割を果しており、調査に訪れたさいもここで直接に農民と話しかうことができた。

次に事業費——生産費については二二〇万円余が投ぜられ、米泉組合とはちがって、生産計画は一応順調に進んでいる、ということができそうである。しかし例えば種苗費には防風林のための落葉松苗代、また労賃のなかには給水のための井戸ほり人夫賃、部落から果樹園までの道路補修費を含むなど、間接費の部分がかんがりの割合をよめている。

また黒沢団地の桃苗の成育状態を中野団地との比較でみれば、決して良好な状態にあるということとはできないようである。中野団地の場合、園には間作、下作物——あるいは逆に、当面は果樹苗が間作であるということができるのであるが——が作付されていることから、園地はつねに畑状態に保たれ、これが桃苗の成長に好結果をもたらしている、とみることができるのであるが、黒沢団地の場合には、先のように桃苗の植付たのは牧草地である。再開墾したとはいっても、畑地状況——つまり施肥などが行なわれているのは植穴周辺のみで、その他は雑草が生い茂るという状態におかれていた。これは以上の団地経営の成立事情のちがいに由るが、もう一点、中野団地の場合には個人経営の集団地であるのに対し、ここがいわゆる組合団地をなしていることも見逃しえない。そしてこれが桃苗成育に大きな差異を来している原因である、ということができそうである。

運営費は先の事情によって、問題とすることができないのであるが、会議費等には米泉組合で掲げられていた食糧費に相当する部分、例えば桃箱付作業の中祝、果樹センター落成祝費などの多いことも指摘しておこう。

次に収入については、これも先に述べたように、その全体がつかみえないので一応の考察に止めざるをえない。しかしここ

でまず第一に指摘されるのは、組合費収入が掲上されていないことである。当事者の語るところによると、黒沢岡地が、まがりなりにも現在程度に存在する、あるいは存在してきたのは、個人が直接に幾莫かの金を負担、支出することなしに経過してきたからである、と。ここにこの組合運営の中心問題があり、この組合の性格をものがたっている。

したがって上の支出の全額が借入金によってまかなわれ、しかも組合として借入れるのではなく、個人が借入れ、これを組合支出に運用するという形さえ行なわれている。借入金の全体が把握できないのはこうした事情にも原因しているのではないかとみられた。

ともあれ、ここには組合結成以前、生産以前の問題があり、これが結果期——昭和四〇年以降までもちこされたとすれば、より大きな問題となって組合の存続を危うくしよう。

したがって、ここでも米泉団地で指摘した組合運営に関する「大崎地方研究協議会」の積極的指導改善が望まれるところではないだろうか。アスパラガス栽培にしても、果樹生産についてもその成果——収益をうるまでに、一定の生産期間を有すること、しかもそれが借入金によって——組合という名でそれが可能とされている面が強いのであるが——なされることによって禍根をより根づかいものとする恐れなしとしない。

(6) 以上で調査報告をおわる。きわめて短時日の、しかも数ヵ村にわたる、また新しいタイプの農産物加工会社と原料生産農家との関係についての調査で、その実態把握は十分にとどまらなかった。しかしこれらのなかからも幾つかの問題点を感じることがができる。未整理であるが、以下に問題点をあげて結びにかえよう。

「農業協同会社」方式による農産物加工会社の設立と運営は、それがいかに巧妙に衣をまとっていても個別資本による農民——農業生産把握（この語が適切でなければ他の適当な言葉をおきかえてもよい）の方式であり、それは従来までの、主として流通部面での（例えば戦前の特約組合、戦後の協約方式）それとは異なつて、農業生産のかなり深部に立入つての把握、ということができるのではないだろうか。もちろん以上は、先にみてきたように創業段階にあり今後の運営のなかで確認されなければならぬのであるが。

まず第一に、農民の眼の前からそうした事実が隠蔽されているという点については、例えば「農業協同会社」方式によって、また県の「大崎地区農畜産加工振興計画」——「大崎地方農業研究協議会」によって、更に団地——協業経営、組合方式等のなかにもみることができる。もしこのような方式がとられなかったならば米泉アスパラガス団地、黒沢果樹団地の運営にみられるよ

うに、巨額の資金を借入れ、今後いよいよ不安定化するであろう上のような原料農産物生産に農民が乗り出すであろうか。またこの地方の一農家によって果樹生産に成功している事例があるとはいえ、県農試によってもその成否が確定されていない作物（洋梨、アスパラガス等）の導入——したがって栽培技術も未確定であり、例えば米泉アスパラガス団地の場合、その育苗過程での紫紋羽病の発生は、たまたま北海道から招へいた講師によって指摘されて、はじめてその事実を知ったというよう——が、一挙に、しかも大面積に導入される、ということがあるであろうか。もしこれが、先のような方式をとらない普通一般の会社の要請によるものであれば、農民はより慎重に事を運ぶことになったであろう。

この方式、つまり農業協同会社方式についてはすでに多く述べてきたので、第二として農業生産の深部に立入っての農民把握という点について考えてみよう。

従来までの原料生産農民と個別加工資本との形態上の直接関係は、主として契約方式によるものであった。そしてその限りにおいて原料供給者として諸々の制約を課されていた。

宮城農産と団地Ⅱ組合の場合、これから全く例外をなすものではない。原料供給契約は未だ交されていないが、それを前提していた。しかしこれと併列して会社運営の過半の責は

農民に負わされていた（先のように表面的には農協であるが直接の出資者は団地農民）。これがその第一点とすれば、その第二点は、それを支えるものとしての団地の協業経営である。その多様性については先にみたところであるが、原料農産物、つまり加工原料としての必要条件を充たす、そうした経営を目ざしている点については一致している。そのための土地Ⅱ圃場・労働力、そして技術体系、これらは部落的な、また制度的に行政的な、そして資本の要請によって、その条件は充たされつつある。しかし反面個々の団地の危険負担はもちろん農民のものである。宮城農産はこれらのもののなかに資本として渗透し貫徹してゆく。土地利用は資本の意のままとなる。契約は後景に限りぞく、といつてよいであろう。ここには資本と農民の新しい関係をみることでいいのではないだろうか。資本は、ここではある意味で直接農業生産の組織者としてあらわれている。しかも農協なり県・村などの行政機構を媒介物とすることによって、広範な農民を、危険負担と資本費用を最少限にとどめながら、である。